

長野県健康長寿課からのお知らせ

「長野県ウイルス肝炎医療費給付事業における請求方法等について」
請求事例の変更について（お知らせ）

平成 26 年 1 月診療分より現物給付化が実施された「長野県ウイルス肝炎医療費給付事業」について、平成 25 年 12 月 4 日付の事務連絡においてお知らせしたところですが、請求事例のうち国民健康保険及び後期高齢者医療の請求事例が一部変更となりましたので、下記のとおり変更事項をお知らせいたします。

なお、「長野県ウイルス肝炎医療費給付事業における請求方法等について」は、平成 26 年 3 月版に差替えいたしました。

記

1. 変更事項

社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療とも一律一般の自己負担限度額を適用して現物給付化としましたが、国民健康保険及び後期高齢者医療については、所得に応じた自己負担限度額を適用して現物給付化へ変更する。

2. 変更箇所対照表

「長野県ウイルス肝炎医療費給付事業における請求方法等について」

____線は変更箇所

変更前	変更後
表紙（作成年月変更） <u>平成 25 年 12 月</u>	表紙（作成年月変更） <u>平成 26 年 3 月</u>
目次（目次の追加） ○診療（調剤）報酬明細書の請求事例 【医科】 事例 1（略） 事例 2（略） 事例 3（略） 事例 4（略）	目次（目次の追加） ○診療（調剤）報酬明細書の請求事例 【医科】 事例 1（略） 事例 2（略） 事例 3（略） 事例 4（略）

変更前	変更後
(「目次」 続き) 事例 5 <u>医保と肝炎(80、又は 81)の 2 者併用 入院</u> （限度額適用認定証提示及び食事療養費が 助成対象の場合）……………9	(「目次」 続き) 事例 5 - 1 <u>医保と肝炎(80 又は 81)の 2 者併用 入院【社保のみ】</u> （限度額適用認定証提示及び食事療養費が 助成対象の場合）……………9 事例 5 - 2 <u>医保と肝炎（80又は81） の 2者併用 入院【国保及び後期のみ】</u> <u>（限度額適用認定証提示及び食事療養費が 助成対象の場合）……………10</u> 事例 5 - 3 <u>医保と肝炎(80又は81)の 2者併用 入院【国保のみ】</u> <u>（70 歳未満で限度額適用認定証提示がなか った場合）……………11</u>
事例 6 医保と肝炎(38、 80又は81)の 2者併用 入院外 …………… <u>10</u>	事例 6 医保と肝炎(38、 80又は81)の 2者併用 入院外 …………… <u>12</u>
事例 7 医保と特定疾患(51)と肝炎(38、 80 又は81)の3者併用 入院外……… <u>11</u>	事例 7 医保と特定疾患(51)と肝炎(38、 80 又は81)の3者併用 入院外……… <u>13</u>
事例 8 医保と自立支援(21)と肝炎(38、 80 又は81)の3者併用 入院外……… <u>12</u>	事例 8 医保と自立支援(21)と肝炎(38、 80 又は81)の3者併用 入院外……… <u>14</u>
【調剤】 事例 医保と肝炎(38、 80 又は 81)の 2 者併用 …………… <u>13</u>	【調剤】 事例 医保と肝炎(38、 80 又は 81)の 2 者併用 …………… <u>15</u>
P4（項目の追加） 「○診療（調剤）報酬明細書の記載方法」 ①～⑤ （略）	P4（項目の追加） 「○診療（調剤）報酬明細書の記載方法」 ①～⑤ （略） <u>⑥ 社会保険と国民健康保険・後期高齢 者医療では現物高額療養費の取扱い が異なります。（表の追加）</u>

	<table><tr><td></td><td>施行規則による取扱い</td><td>地方単独事業が併用された場合の取扱い</td></tr><tr><td>社 保</td><td>高額療養費の支給要件として、健康保険法施行規則第98条第11号における厚生労働大臣が定める医療給付（告示）に地方単独事業が公費負担医療として規定されている。</td><td>一般で算出する。（現物高額の計算を一律「一般」により処理できる。）</td></tr><tr><td>国 保</td><td>高額療養費の支給要件として、国民健康保険法施行規則第27条の12に地方単独事業は公費負担医療として規定されていない。</td><td>所得区分に応じて算出する。（現物高額の計算を一律「一般」で処理できない。）</td></tr><tr><td>後 期</td><td>高額療養費の支給要件として、高齢者医療確保法施行規則第61条に地方単独事業は公費負担医療として規定されていない。</td><td></td></tr></table>		施行規則による取扱い	地方単独事業が併用された場合の取扱い	社 保	高額療養費の支給要件として、健康保険法施行規則第98条第11号における厚生労働大臣が定める医療給付（告示）に地方単独事業が公費負担医療として規定されている。	一般で算出する。（現物高額の計算を一律「一般」により処理できる。）	国 保	高額療養費の支給要件として、国民健康保険法施行規則第27条の12に地方単独事業は公費負担医療として規定されていない。	所得区分に応じて算出する。（現物高額の計算を一律「一般」で処理できない。）	後 期	高額療養費の支給要件として、高齢者医療確保法施行規則第61条に地方単独事業は公費負担医療として規定されていない。									
	施行規則による取扱い	地方単独事業が併用された場合の取扱い																			
社 保	高額療養費の支給要件として、健康保険法施行規則第98条第11号における厚生労働大臣が定める医療給付（告示）に地方単独事業が公費負担医療として規定されている。	一般で算出する。（現物高額の計算を一律「一般」により処理できる。）																			
国 保	高額療養費の支給要件として、国民健康保険法施行規則第27条の12に地方単独事業は公費負担医療として規定されていない。	所得区分に応じて算出する。（現物高額の計算を一律「一般」で処理できない。）																			
後 期	高額療養費の支給要件として、高齢者医療確保法施行規則第61条に地方単独事業は公費負担医療として規定されていない。																				
P8（項目の訂正） 【医科 事例 4】 ・「 <u>食事標準負担額</u> 」の訂正	P8（項目の訂正） 【医科 事例 4】 ・「 <u>食事標準負担額</u> 」の訂正																				
<table><tr><td>保 険 種 別</td><td>回 数</td><td>請 求 金 額</td><td>決 定 金 額</td><td>（標準負担額）円</td></tr><tr><td>食 事 療 養 費</td><td>30</td><td>19,200</td><td></td><td>7,800</td></tr></table> ・【療養の給付の請求(負担)金額】の訂正 ○食事療養費 医保： <u>11,400 円</u> 19,200(食事基準額)－ <u>7,800</u> (標準負担額) 肝炎： 0 円 (38) 患者： <u>7,800 円</u>	保 険 種 別	回 数	請 求 金 額	決 定 金 額	（標準負担額）円	食 事 療 養 費	30	19,200		7,800	<table><tr><td>保 険 種 別</td><td>回 数</td><td>請 求 金 額</td><td>決 定 金 額</td><td>（標準負担額）円</td></tr><tr><td>食 事 療 養 費</td><td>30</td><td>19,200</td><td></td><td>6,300</td></tr></table> ・【療養の給付の請求(負担)金額】の訂正 ○食事療養費 医保： <u>12,900 円</u> 19,200(食事基準額)－ <u>6,300</u> (標準負担額) 肝炎： 0 円 (38) 患者： <u>6,300 円</u>	保 険 種 別	回 数	請 求 金 額	決 定 金 額	（標準負担額）円	食 事 療 養 費	30	19,200		6,300
保 険 種 別	回 数	請 求 金 額	決 定 金 額	（標準負担額）円																	
食 事 療 養 費	30	19,200		7,800																	
保 険 種 別	回 数	請 求 金 額	決 定 金 額	（標準負担額）円																	
食 事 療 養 費	30	19,200		6,300																	
P9（ページ差替え） 【医科 事例 5】	P9（ページ差替え） 【 <u>医科 事例 5-1</u> 】 ※社会保険(支払基金への請求)のみ																				
	P10（ページ追加） 【 <u>医科 事例 5-2</u> 】 ※国保及び後期(国保連への請求)のみ																				
	P11（ページ追加） 【 <u>医科 事例 5-3</u> 】 ※国保(国保連への請求)のみ																				
P10～13（ページ番号変更） 【医科 事例 6】～【調剤 事例】 P10 ～ P13	P12～15（ページ番号変更） 【医科 事例 6】～【調剤 事例】 P12 ～ P15																				